経常損益の部	営業損益の部	［略］		
		投資信託	×××	
		電子決済手段の信託	×××	
		金銭信託以外の金銭の信託	×××	
		［略］		
		［略］		
		［略］		
		一般管理費計		
	営業利益（又は営業損失）			×××
	営業外損益の部	［略］		
［略］				

［(3)・(4)　略］

（記載上の注意）

1　業務の状況

［(1)～(7)　略］

(8)　業務の状況

当期における業務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

また、年金投資基金信託に係る計数については、「貸付金口」欄には金銭債権信託受益権口、動産信託受益権口及び不動産信託受益権口を含めて記載し、「株式口」欄には公社債及び外貨建証券口を含めて記載すること。

「暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託」欄には、暗号資産（資金決済に関する法律第２条第14項に規定する暗号資産をいう。）、暗号等資産関連有価証券（金融商品取引業等に関する内閣府令第146条の３第２項に規定する暗号等資産関連有価証券をいう。）、暗号等資産関連デリバティブ取引（第30条の18第２号に規定する暗号等資産関連デリバティブ取引をいう。）に係る権利又は電子記録移転有価証券表示権利等（同令第１条第４項第17号に規定する電子記録移転有価証券表示権利等をいう。）を当初信託財産として引受けを行った信託について記載すること。

［①～⑧　略］

2　［略］

経常損益の部	営業損益の部	［同左］		
		投資信託	×××	
		金銭信託以外の金銭の信託	×××	
		［同左］		
		［同左］		
		［同左］		
		一般管理費計		
	営業利益（又は営業損失）			×××
	営業外損益の部	［同左］		
［同左］				

［(3)・(4)　同左］

（記載上の注意）

1　業務の状況

［(1)～(7)　同左］

(8)　業務の状況

当期における業務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

また、年金投資基金信託に係る計数については、「貸付金口」欄には金銭債権信託受益権口、動産信託受益権口及び不動産信託受益権口を含めて記載し、「株式口」欄には公社債及び外貨建証券口を含めて記載すること。

「暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託」欄には、暗号資産（資金決済に関する法律第２条第５項に規定する暗号資産をいう。）、暗号資産関連有価証券（金融商品取引業等に関する内閣府令第146条の３第２項に規定する暗号資産関連有価証券をいう。）、暗号資産関連デリバティブ取引（同令第123条第１項第35号に規定する暗号資産関連デリバティブ取引をいう。）に係る権利又は電子記録移転有価証券表示権利等（同令第１条第４項第17号に規定する電子記録移転有価証券表示権利等をいう。）を当初信託財産として引受けを行った信託について記載すること。

［①～⑧　同左］

2　［同左］